

○伊達市行政不服審査会条例

平成28年3月17日条例第1号

伊達市行政不服審査会条例

(設置)

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属された事項を処理するため、伊達市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第7条 第3条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の前日においてもすることができる。

(伊達市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 伊達市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年伊達市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表情報公開・個人情報保護審査会委員の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----------|----------|----|--------|
| 行政不服審査会委員 | 弁護士たる委員 | 日額 | 25,000 |
| | 大学教授たる委員 | 日額 | 10,300 |
| | 委員 | 日額 | 7,200 |